



三重県公報

令和4年7月1日（金）

第 324 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
403	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
404	同伴	(同)	2
405	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	(水産資源管理課)	2
406	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(同)	3
	公 告		
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(総 務 課)	3
	三重県病院事業の業務状況の公表	(財 政 課)	4
	三重県公文書等管理条例の規定に基づく令和3年度特定歴史公文書等の保存及び利用の状況の公表	(文 化 振 興 課)	9
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	11
	同伴	(同)	12
	県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 政 策 課)	12
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	(水産資源管理課)	14
	同伴	(港 湾 ・ 海 岸 課)	17

告 示

三重県告示第 403 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 15 日 第 16 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
みえなか農業協同組合	代表理事組合長 前田 孝幸	三重県松阪市豊原町 1043 番地の 1

3 変更内容

農産物検査員の検査を行う農産物の種類の変更

氏名	農産物の種類	証明書番号
鈴木 昭文	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2429333
濱口 祥	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2430441

三重県告示第 404 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふると農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	三重県伊賀市平野西町 1 番 1

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
竹中 俊光	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417276

三重県告示第 405 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 4 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

令和 4 管理年度（令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの期間）におけるまさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第 1 まさば及びごまさば太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。）

37,800 トン

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業	36,600 トン
三重県まさば及びごまさばその他漁業	現行水準

三重県告示第 406 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 4 年三重県告示第 158 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 4 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前																																
第 1 するめいか（略） 第 2 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 40.5 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td><td>14.2 トン</td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td><td>10.2 トン</td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td><td>5.0 トン</td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td><td>7.9 トン</td></tr> </table> 第 3 くろまぐろ（大型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 32.6 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td><td>12.4 トン</td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td><td>12.4 トン</td></tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	14.2 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.2 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	5.0 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	7.9 トン	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.4 トン	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	12.4 トン	第 1 するめいか（略） 第 2 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 32.9 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td><td>12.2 トン</td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td><td>10.2 トン</td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td><td>2.5 トン</td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業</td><td>7.9 トン</td></tr> </table> 第 3 くろまぐろ（大型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 28.7 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業</td><td>12.4 トン</td></tr> <tr> <td>三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業</td><td>7.6 トン</td></tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	12.2 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.2 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	2.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	7.9 トン	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.4 トン	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	7.6 トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																																
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	14.2 トン																																
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.2 トン																																
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	5.0 トン																																
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	7.9 トン																																
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																																
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.4 トン																																
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	12.4 トン																																
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																																
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	12.2 トン																																
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	10.2 トン																																
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	2.5 トン																																
三重県くろまぐろ（小型魚） その他漁業	7.9 トン																																
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																																
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	12.4 トン																																
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	7.6 トン																																

公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 4 年 4 月 14 日に下記の方々を県民功労者として表彰しました。

令和 4 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

功 勞 区 分	氏 名	市 町 名	登録番号
地 方 自 治	藤 田 正 美	伊勢市	591 号
文 化	橋 本 三 重 子（心泉）	津市	592 号

保 健 衛 生	吉 田 壽	津市	593 号
保 健 衛 生	濱 田 正 行	津市	594 号
商 工 業	岡 本 直 之	名張市	595 号
商 工 業	佐 藤 信 義	桑名市	596 号
林 業	黄 瀬 稔	松阪市	597 号
交 通 安 全	前 田 廣 行	鳥羽市	598 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 業務の概況

三重県病院事業においては、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、それぞれの県立病院に求められている役割・機能等を踏まえながら、県民の皆さんに安全で良質な医療が提供できるよう取組を進めています。

令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの実績は、次のとおりです。

	下半期実績	年間累計
(1) 患 者 数		
入 院	72,088 人	143,274 人
外 来	61,606 人	124,247 人
(2) 建設改良事業		
病院増改築事業	113,579 千円	173,346 千円
資 産 購 入	138,157 千円	146,476 千円

病院増改築事業については、北病棟ほか内部改修工事（こころの医療センター）、衛生設備等改修工事（一志病院）等を行いました。また、資産購入については、生理検査データ管理システム一式（志摩病院）等の購入を行い、診療機能の充実を図りました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県病院事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県病院事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 令和 4 年度予算の概況

(1) 収益的収入及び支出の予定額	
収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	5,372,452 千円
第 1 項 医 業 収 益	2,662,021 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	2,710,431 千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	5,317,333 千円
第 1 項 医 業 費 用	5,180,643 千円
第 2 項 医 業 外 費 用	136,690 千円
(2) 資本的収入及び支出の予定額	
収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,538,052 千円
第 1 項 企 業 債	723,800 千円
第 2 項 県 費 負 担 金	410,252 千円
第 3 項 短期貸付金返還金	400,000 千円
第 4 項 雑 収 入	4,000 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	2,143,900 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	735,880 千円

第2項 企業債償還金	720,020 千円
第3項 長期借入金償還金	285,000 千円
第4項 長期貸付金	3,000 千円
第5項 短期貸付金	400,000 千円

4 令和4年度事業の経営方針

県民の皆さんや地域に信頼され、かつ医療従事者にとって魅力のある病院づくりを進めながら、良質で満足度の高い医療サービスを実践し、県民の皆さんと共に、生涯にわたって健康な暮らしを続けられる医療環境の実現に貢献します。

なお、令和4年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数	
入 院	165,467 人
外 来	136,855 人
(2) 建設改良事業	
病院増改築事業	434,395 千円
資 産 購 入	301,485 千円

別表 1

三重県病院事業損益計算書

令和 3 年 10 月 1 日から

令和 4 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,510,861,858	医 業 収 益	1,179,693,368
給 与 費	1,355,142,101	入 院 収 益	874,928,767
材 料 費	138,640,947	外 来 収 益	237,024,117
経 費	713,962,761	そ の 他 医 業 収 益	67,740,484
減 価 償 却 費	289,643,027		
資 産 減 耗 費	8,798,795		
研 究 研 修 費	4,674,227		
医 業 外 費 用	120,773,092	医 業 外 収 益	2,129,596,228
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	43,442,862	受 取 利 息 配 当 金	22,227
長期前払消費税償却	12,664,653	他 会 計 補 助 金	65,668,000
患者外給食材料費	199,995	長 期 前 受 金 戻 入	128,378,250
雑 損 失	64,465,582	補 助 金	59,202,000
		負 担 金	1,749,263,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	127,062,751
下 半 期 純 利 益	677,654,646		
合 計	3,309,289,596	合 計	3,309,289,596

別表 2

三重県病院事業損益計算書

令和 3 年 4 月 1 日から

令和 4 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	4,970,760,178	医 業 収 益	2,351,191,325
給 与 費	2,702,117,387	入 院 収 益	1,715,851,710
材 料 費	254,833,763	外 来 収 益	479,910,237
経 費	1,416,214,886	そ の 他 医 業 収 益	155,429,378
減 価 償 却 費	580,896,027		
資 産 減 耗 費	10,344,795		
研 究 研 修 費	6,353,320		
医 業 外 費 用	215,246,987	医 業 外 収 益	3,801,635,790
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	86,900,862	受 取 利 息 配 当 金	42,227
長期前払消費税償却	25,406,653	他 会 計 補 助 金	133,101,000
患者外給食材料費	369,975	長 期 前 受 金 戻 入	253,676,250
雑 損 失	102,569,497	補 助 金	60,953,000
		負 担 金	3,136,748,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	217,115,313
当 年 度 純 利 益	966,819,950		
合 計	6,152,827,115	合 計	6,152,827,115

別表 3

三重県病院事業貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
固 定 資 産	7,909,085,699	固 定 負 債	11,314,587,118
有 形 固 定 資 産	7,634,443,455	企 業 債	5,206,211,896
土 地	490,665,273	他 会 計 借 入 金	4,955,592,278
建 物	6,066,913,144	引 当 金	1,152,782,944
構 築 物	285,496,054	流 動 負 債	1,311,161,222
器 械 備 品	778,145,590	企 業 債	720,017,613
車 両	6,170,101	引 当 金	186,941,000
建 設 仮 勘 定	7,053,293	未 払 金	392,968,557
無 形 固 定 資 産	2,298,889	未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	2,867,500
電 話 加 入 権	2,298,889	そ の 他 流 動 負 債	8,366,552
投 資 そ の 他 の 資 産	272,343,355	繰 延 収 益	3,696,158,135
長 期 貸 付 金	2,400,000	負 債 合 計	16,321,906,475
長 期 前 払 消 費 税	269,773,355	資 本 金	311,409,778
そ の 他 投 資	170,000	剰 余 金	△6,440,579,827
流 動 資 産	2,283,650,727	資 本 剰 余 金	1,371,553,972
現 金 預 金	1,523,068,851	受 贈 財 産 評 価 額	12,053,972
未 収 金	748,559,280	県 費 負 担 金	1,359,500,000
貯 蔵 品	7,957,206	欠 損 金	7,812,133,799
前 払 費 用	200,000	繰 越 欠 損 金	8,778,953,749
前 払 金	865,390	当 年 度 純 利 益	966,819,950
そ の 他 流 動 資 産	3,000,000	資 本 合 計	△6,129,170,049
資 産 合 計	10,192,736,426	負 債 及 び 資 本 合 計	10,192,736,426

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

17,596,006,382 円

繰延収益の収益化累計額

3,493,343,545 円

三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号）第 25 条の規定に基づき、令和 3 年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、その概要を次のとおり公表します。

令和 4 年 7 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 制度の概要

三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号。以下「条例」といいます。）は、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、県政の適正かつ効率的な運営並びに県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするため、公文書等の管理に関する基本的事項を定めています。

このうち、特定歴史公文書等の適切な保存、利用等に係る事項として、

- ① 実施機関からの移管（条例第 9 条第 1 項）
- ② 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）又は個人からの寄贈又は寄託（条例第 2 条第 4 項第 2 号）

による受入れを行い、三重県総合博物館（以下「博物館」といいます。）において永久に保存する（条例第 12 条第 1 項）とともに、利用の請求があったときは、条例に掲げる場合を除き、これを利用させなければならないこと（条例第 14 条第 1 項）、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならないこと（条例第 25 条）等が規定されています。

2 対象期間

令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）

時点については、令和 4 年 3 月 31 日現在の状況

3 特定歴史公文書等の所蔵点数及び目録の公表状況

知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、博物館において永久に保存しなければならない、また、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないとされています（条例第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項）。

令和 4 年 3 月 31 日現在で、博物館に所蔵している特定歴史公文書等は、26,720 点です。このうち、25,534 点（95.6%）は目録に記載され、公表されています。

また、所蔵されているもののうち、目録未公表の 1,186 点（4.4%）については、保存及び公表のために必要な措置を進めているところです。このうち、令和 2 年度に移管されたものについては、令和 4 年度に目録の公表を行います。

（単位：点）

特定歴史公文書等の総所蔵点数		
	目録に記載された点数	目録未公表の点数
26,720	25,534	1,186

4 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

知事は、特定歴史公文書等について利用請求があったときは、利用制限情報が記録されている場合を除き、これを利用させなければならないこととされています（条例第 14 条第 1 項）。

令和 3 年度中に行われた利用請求は 30 件となっています。

（単位：件）

利用請求件数（移管元実施機関による利用の特例を除く。）	（参考）移管元実施機関による利用の特例の件数	
	うち本人からの利用請求の件数	
令和 3 年度	令和 3 年度	令和 3 年度
30	0	0

（注）「移管元実施機関による利用の特例」は、条例第 22 条により、特定歴史公文書等を移管した実施機関が、その所掌事務又は事業を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求を

するものです。

(2) 利用請求の処理状況

知事は、利用請求があった特定歴史公文書等について、条例第 14 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる利用制限情報が記録されているかどうかを審査した上で、利用の可否について決定（利用請求に対する処分。以下「利用決定」といいます。）を行うこととなっています。

令和 3 年度中になされた利用請求 30 件に、令和 2 年度中になされた利用請求のうち令和 3 年度に処理を繰越した 3 件を加えた 33 件に対し、利用決定によりその処理を完了（処理済み）したものは 30 件（90.9%）、令和 4 年 3 月 31 日現在で処理が完了していないもの（処理中）は 2 件（6.1%）となっています。また、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了したものは 1 件（3.0%）となっています。

（単位：件）

利用請求件数 （再掲）	令和 2 年度に利用請求があり、令和 3 年度に処理を繰越したものの	利用請求の処理状況		
		処理済み	取下げ	処理中
30	3	30	1	2

5 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

令和 3 年度では、30 件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定（全部を利用できる旨の決定）は 27 件（90.0%）、一部利用決定（利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定）は 3 件（10.0%）、全部利用制限（全部に利用制限情報が記録されており利用できない旨の決定）は 0 件となっています。

また、一部利用決定がなされた 3 件について、利用制限情報の内訳をみると、いずれも個人に関する情報（条例第 14 条第 1 項第 1 号ロ）となっています。

（単位：件）

利用決定件数													
	全部 利用 決定	一部利用決定						全部利用制限					
		利用制限情報（条例第 14 条該当性）						利用制限情報（条例第 14 条該当性）					
		第 1 号			第 2 号	第 3 号		第 1 号			第 2 号	第 3 号	形式 不備
		イ	ロ	ハ				イ	ロ	ハ			
30	27	3		3				0					

（注）1 令和 2 年度中に利用請求があり、令和 3 年度に利用決定をしたものも含まれます。

2 1 件の文書に複数の利用制限情報が記録されている場合があるため、利用制限情報欄の数は延べ数で表示しています。

3 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合等です。

(2) 利用決定までの期間

令和 3 年度中になされた利用決定 30 件について、その利用決定までの期間をみると、延長をしなかった 30 件のうち、30 日以内に利用決定を行ったものは 30 件でした。

また、30 日以内の延長を行ったもの及び特例延長を行ったものはありません。

（単位：件）

利用決定件数（再掲）									
	延長をしなかったもの			30 日以内の延長			特例延長		
		30 日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過
30	30	30	0	0			0		

6 利用の状況

特定歴史公文書等の利用の方法については、条例第 20 条に基づき、次に掲げる方法のうち三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（令和 2 年三重県規則第 44 号）で定める方法とされています。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧又は視聴

- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

特定歴史公文書等の利用の状況をみると、利用件数 27 件のうち、閲覧・視聴によるものが 12 件、写しの交付によるものが 18 件となっています。

(単位：件)

利用件数	閲覧 視聴	写しの交付	文書又は図画			電磁的記録	
			用紙への複写 (枚)	その他 (枚)	印画 (枚)	複写 (枚)	その他 (枚)
27	12	18	43	0	0	20	0

(注) 令和 2 年度中に利用決定がなされ、令和 3 年度に利用請求者が利用した場合及び令和 3 年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、利用件数は利用決定件数 (5(1):30 件) と必ずしも一致しません。

7 審査請求の状況

令和 3 年度において、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する審査請求は提起されませんでした。

8 訴訟の状況

令和 3 年度において、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟は提起されませんでした。

9 利用の促進の状況

(1) 複製物の閲覧による利用の状況

三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則第 22 条では、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、同規則第 10 条から第 20 条までに定める手続を経なくとも、簡便な方法で利用に供することができる方法を定めることができるとしています。

これに基づき、特定歴史公文書等について複製物が作成されたものを閲覧する方法による利用の状況をみると、4 件が複製物の閲覧によって利用に供されています。

(単位：件)

複製物の閲覧による利用に供した件数	閲覧冊数 (冊)	利用請求による利用件数 (再掲)			複製物の閲覧 + 利用請求	
		閲覧等	写しの交付		利用件数	年間閲覧者数 (人)
4	17	27	12	18	31	16

(2) 複製物の作成の状況

特定歴史公文書等の複製物の作成の状況は、「文書又は図画」1,344 点、「電磁的記録」8,159 点、全体で 9,503 点となっています。

(単位：点)

複製物作成点数		
	文書又は図画	電磁的記録
9,503	1,344	8,159

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 7 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量 (地形測量)

2 作業期間

令和 4 年 6 月 17 日から同年 11 月 7 日まで

3 作業地域
松阪市飯高町森

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から通知がありました。

令和 4 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（車載写真レーザ測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 6 月 20 日から同年 12 月 20 日まで
- 3 作業地域
松阪市、尾鷲市、熊野市、多気郡多気町、同郡大台町、度会郡大紀町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 4 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 受付期間
令和 4 年 7 月 1 日（金）から同月 31 日（日）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 4 年 9 月 7 日（水）まで随時申込みを受け付けます。
- 2 受付場所
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック	鈴鹿亀山不動産事業協同組合 〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
中勢伊賀ブロック	伊賀南部不動産事業協同組合 〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
南勢ブロック・東紀州ブロック	三重県南勢地区管理事業共同体 〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数（優先戸数）
北勢 ブロック	桑名	川成（高齢者・単身可）	1
	川越	豊田一色（一般）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2（1）
		あこず（一般・単身可）	2（1）
		笹川（子育向）	1
		笹川（高齢者・単身可）	1
		笹川（一般・単身可）	2（1）
		笹川第二（高齢者・単身可）	1
		笹川第二（一般・単身可）	1
		河原田（一般・単身可）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	3（1）
		桜島（高齢者・単身可）	1
		桜島（一般・単身可）	2（1）

中勢伊賀 ブロック	津	千里（一般・単身可）	1
		サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（高齢者・単身可）	2
		パールハイツ西丸之内（一般）	1
		神戸（高齢者・単身可）	1
		結城（一般・単身可）	1
	伊賀	カーサ上野（一般）	1
	名張	蔵持（高齢者・単身可）	1
		蔵持（一般・単身可）	1
南勢ブロック	松阪	大黒田（一般・単身可）	1
		五反田（一般・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		上川第二（一般・単身可）	1
	伊勢	旭（高齢者・単身可）	1
		城田（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
		五十鈴川（身障者）	1
		五十鈴川（高齢者・単身可）	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	2 (1)
	熊野	井土（身障者）	1
		久生屋（高齢者・単身可）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚約者、同性パートナー及び内縁関係にあるものを含む。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。

エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

- (5) 地方税を滞納していないこと。
 - (6) 連帯保証人を2人立てること（連帯保証人が1人でもよい場合又は連帯保証人が免除される場合があります。）。
 - (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。
- 5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年7月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
漁業取締船「神島」定期検査及び同検査に伴う修繕
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和5年3月24日（金）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
落札業者（契約者）の造船所等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年7月26日(火)17時まで、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 向谷
電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県広明町13番地
三重県農林水産部水産資源管理課資源管理班 担当 栗山
電話 059-224-2582 ファクシミリ 059-224-2608

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和4年8月12日(金)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年8月2日(火)までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年8月2日(火)までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年8月12日(金)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年8月12日(金)15時

なお、入札書は令和4年8月2日(火)から同月12日(金)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名 漁業取締船「神島」定期検査及び同検査に伴う修繕

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年8月12日(金)15時15分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当

該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Periodic inspection and repairs of the fisheries inspection vessel “Kamishima”

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, August 12, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, August 2, 2022 and 3:00 P.M. on Friday, August 12, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Friday, August 12, 2022.

(4) Managing Authority :

Fishery Resources Management Division, Department of Agriculture Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2582

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年7月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県潮位情報システム構築及び運用保守業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日（金）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請をするまでに、6(3)に掲げる所属に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合は調達システム利用登録

申請に、使用電子証明届（ＩＣカード使用届）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和４年７月19日（火）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては6(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を、令和４年８月19日（金）15時までに提出してください。

（※(2)及び(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、調達説明書の「資料１別紙３申立書」を提出（ＦＡＸ可。電話で着信の確認をしてください。）してください。）

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第４条第１項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 技術提案書の作成について

- (1) 調達説明書（仕様書）に記載の提案書記入要領に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、６部（正本１部、副本５部）及び電子媒体１部とします。
- (3) 原稿サイズはＡ４を基本とし、両面使用より頁数は５０頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
- (5) 製本の編綴順序は、提案書記載依頼事項の評価項目順序のとおりとしてください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。

6 入札手続等に関する事項

- (1) 入札事務担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部県土整備財務課経理２班 担当 加藤
電話 059-224-2680 ファクシミリ 059-224-2415
- (2) 契約事務担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部港湾・海岸課海岸整備班 担当 中村、大久保
電話 059-224-2690 ファクシミリ 059-224-3117
- (3) 調達システム利用登録申請担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和４年８月18日（木）15時まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
令和４年７月20日（水）16時までに通知します。
- (6) 技術提案書提出の日時及び方法等
ア 日時 令和４年７月27日（水）から同年８月2日（火）15時まで
イ 場所 6(1)に掲げる所属
ウ 方法 技術提案書の提出方法は、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留

郵便としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県潮位情報システム構築及び運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年8月18日（木）15時まで

入札と合わせて提出が必要となる調達説明書の「資料 1_別紙 2 入札内訳書」は、システムの添付機能を使用して第1回入札書提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札書と調達説明書の「資料 1_別紙 2 入札内訳書」を一般書留郵便又は簡易書留郵便により、案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年8月18日（木）15時

なお、入札書は令和4年8月9日（火）から同月18日（木）15時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県県土整備部県土整備財務課経理2班

案件名 三重県潮位情報システム構築及び運用保守業務委託入札書在中

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和4年8月18日（木）15時20分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部県土整備財務課

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、開札前日の15時までに入札事務担当所属へ連絡をしてください。

(9) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年の間に、当該契約と同規模程度（または同規模以上）の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

7 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

本入札に関する事項（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）に質疑がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに調達入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあつては、当該締切日時までに 6(1)に掲げる所属へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。質疑への回答は、調達システムの「質問解答」又は「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で確認してください。

質疑提出締切日時 令和 4 年 7 月 8 日（金）15 時 まで

結果回答 令和 4 年 7 月 12 日（火）15 時までにいきます。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

8 Summary

(1) Subject Matter of Contract:

Construction “the Mie Prefectural Tide Level Information System” and its maintenance duties

(2) Submission of Proposal:

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, Wednesday, July 27, 2022 and 3:00 P.M. on, Tuesday August 2, 2022.

(3) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, August 18, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between

Tuesday, August 9, 2022 and 3:00 P.M. on Thursday, August 18, 2022.

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:20 P.M. on Thursday, August 18, 2022.

(5) Managing Authority:

Harbor and Coastal Affairs Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2690 FAX:059-224-3117

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とする。

(1) 入札価格の評価

入札価格の評価については、「2 入札価格に対する評価」に従い、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与える。

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価については、「3 提案内容の評価」に従い、提案内容に対する評価点（以下「技術評価点」という。）を与える。

(3) 合計点の最も高い入札者が2人以上のとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定する。

ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とする。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合

当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定する。

2 入札価格の評価

「価格評価点」の満点は130点とし、以下の計算式による。

「価格評価点」 $=130 \times (1 - X / K)$

X：入札価格（円）

※ 令和4年度から令和9年度までの年度別価格の総合計が入札価格となる。

K：評価基準額 60,341,000円

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行う。

※ 有効数字は、小数点以下2桁目までとし、小数点以下3桁目以降を切り捨てる。

3 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書の内容について以下の手順で行う。

(1) 大分類の設定

次のとおり大分類を設定する。

① 全般

② 機能要件

③ 非機能要件

④ 運用保守

⑤ プロジェクト管理

(2) 大分類配点

「技術評価点」の満点は260点とし、次のように大分類毎に点数を配点する。

① 全般：40点（評価項目数：2項目）

② 機能要件：80点（評価項目数：4項目）

③ 非機能要件：40点（評価項目数：2項目）

④ 運用保守：40点（評価項目数：2項目）

⑤ プロジェクト管理：60点（評価項目数：3項目）

(3) 採点方法

技術評価点の計算方法

「技術評価点」は、項目毎に採点し、以下の式で求めた各項目の調整後項目評価点の合計とする。

調整後項目評価点＝項目評価点×項目加重点

ア 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は、以下に示す「優」「良」「可」「評価外」の4段階評価で行う。

- a 「優」の提案は「5点」とする。
- b 「良」の提案は「3点」とする。
- c 「可」の提案は「1点」とする。
- d 「評価外」（記述のないもの等。）は「0点」とする。

「評価項目点」は、各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点とする。

※ 有効数字は小数点以下2桁目までとし、小数点以下3桁目を切り捨てる。

イ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1から5までの項目加重点を設定する。各評価項目に係る「項目加重点」の設定については、「資料4_別紙1 提案書評価表」に示すとおりとする。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」と「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者とするが、以下に示す条件に一つでも該当する場合は落札候補者とししない。

- (1) 入札価格が、「資料1 調達説明書」3で示した評価基準額を超える場合。
- (2) 「資料1_別紙2 入札内訳書」により提出された各年度別価格が、「資料1 調達説明書」9(5)で示した年度別の支払限度額を超える場合。
- (3) 提案内容の評価において、委員全員が「評価外」とした評価項目が一つでもある場合。ただし、「資料4_別紙1 提案書評価表」の「必須項目」欄において「加点」とした評価項目については、要件の対象外とする。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
